

- 01 私的自治の原則（意思自治の原則）とは、人は自らの私的生活関係を自らの意思に基づいて自由に形成することができ、国家がその実現を積極的に保障しなければならないとの原則であり、契約自由の原則は、私的自治の原則の1つの現れである。
- 02 契約の拘束力は、「自由な自己決定の結果については、決定主体は責任を負わなければならない」という考え方によって基礎づけられる。それゆえ、契約締結の意思が両当事者にならなければ契約は成立しない。
- 03 民法の契約各則で定められている典型契約は13種類あり、そこには保証契約や質権設定契約は含まれない。典型契約以外の契約において生じる問題に対しては、まず第一に、典型契約の規定を類推適用することを検討すべきである。
- 04 民法には、書面を契約の成立要件とする要式契約が存在する。他方、消費貸借契約・使用貸借契約・賃貸借契約のような物の利用を目的とする契約や物の占有を内容とする質権設定契約は、一般に、合意だけでは契約が成立せず、物の引渡しを成立要件とする要物契約と考えられている。
- 05 不動産売買契約も諾成契約であり、目的物と代金について合意がありさえすれば、契約書や手付金等の授受がなくても直ちに契約が成立し、判例によると、原則として契約成立時に所有権も移転する。
- 06 アパートの壁面に「空室有 2階201号室、月額家賃5万円、敷金10万円、礼金10万円、更新料なし」との掲示が貼られている場合、あなたがその掲示を貼ったアパートの所有者に、掲示された201号室を借りたいと告げた時点で、賃貸借契約が成立する。
- 07 電気屋の店頭で「現品限り。特価2万円」との特売ポスターがある商品を見て、あなたが「さらに1割値引きすれば買う」と述べたところ、店長が19000円にできると応えた場合には、契約はまだ成立していないが、あなたが「いくらか値引きしてくれれば買う」と述べた場合には、契約は店長の返事で成立する。【やや難】
- 08 業者が初めての注文者の求めに応じて、注文者所有の家の改装工事につき、「見積書の有効期限は9月末日です。代金は指定の口座に振り込んでください。」と付記されていた300万円の見積書を郵送した。この場合、業者は9月中はその見積書の内容による請負契約の発注を拒めないが、10月1日に注文者が電話で発注の意思を伝えてきたときは、業者は、それを断ることができる。
- 09 問08の場合において、9月28日付の消印のある発注書が10月1日に業者の営業所に郵送で届いたとき、業者は、注文を断るか受けるかを選べる。これに対して、注文者が9月30日に300万円を業者指定の銀行口座に振込み、10月1日に電話でその旨を業者に連絡したときには、契約は成立する。【やや難】
- 10 問08の場合において、見積書に有効期限の記載がなかったとする。3か月間相手方から返事がなかった場合には、業者は、もう先の見積書は失効していると連絡して以後の注文を拒める可能性が高い。しかし、この場合であっても、そのような連絡をしない間に相手方から発注書が届いたら、たとえ1年後であっても、業者は契約の成立を否定できない。
- 11 10月1日に、注文していないロースクール教材一式と請求書20万円が君に送付されてきた。君は教材の内容をざっと見たが、放置しておいたところ、10月10日に代金支払いを督促するメールが届いた。君は、直ちに「注文した覚えはないから支払わない。そちらの郵送料負担で引き取れ」と返信したのに、10月16日に、その教材の表紙をうっかり汚してしまった。10月17日に業者から送料受取人負担の宅配便送付状を添付し、「1週間以内に送付教材をこれを使って送り返してください。ご返送がない場合や汚損している場合には、代金を直ちにお支払い下さい」と告げてきた。この場合、君は返送も代金支払の義務も負わない。
- 12 電子的な手段によって消費者が業者と契約する場合にも、契約は業者の承諾メールや電話の発信の時点で成立する。特定商取引法によるクーリング・オフの意思表示も書面による発信で効力を生じる。
- 13 法学部教授Aが同僚Bに自己所有地を売却する際に、Aは、ワープロで契約書式を作成し、この書式を用いてAとBは売買契約を締結した。この契約書式は約款ではない。約款が開示されれば、その約款の内容が契約内容になる。
- 14 Xの息子で小学3年生のAが、お使いに出た帰りにおつりを勝手に使って自動販売機で10本も缶ジュースを買ってきた。Xは、肥満気味であるAには普段から甘いジュースは飲ませないようにしていた。Xは自動販売機を設置しているY商店に対し、ジュースを返品して代金を取り戻せる。
- 15 契約締結時点で社会通念上実現できない約束を含む契約は無効である。したがって、たとえば、難

病による死者を治療法が開発されるまで冷凍保存し、その時点で解凍して治療を受けさせるという内容の契約は無効であり、依頼者は支払済代金の返還が請求できる。[やや難]

- 16 契約交渉に入った当事者には、途中で契約交渉から撤退して、契約を結ばない自由がある。したがって、合意が成立しない場合には、契約責任は生じる余地がない。また、契約交渉や履行の受け入れに要する費用は、自己負担が原則であり、これらを損害賠償として請求できるとしても、その請求は、履行利益の賠償請求とは両立しない。
- 17 契約において相手方に対して負う義務は、すべて合意や明文の法規定を根拠としており、積極的な説明義務や適合性原則（投資勧誘において、投資者の投資目的、財産状態及び投資経験等を考慮した場合、相手方に不適合な契約の締結を勧誘してはいけないとの原則）は、特別の合意や法規定がない限り、生じない。
- 18 代金支払期日も目的物の引渡時期も定めがない売買契約において、買主は、売主が目的物である動産を引き渡すまでは、代金を支払う必要はないし、支払期日以降の遅延利息の支払義務も負わない。
- 19 売買契約で、買主が目的動産の引渡しを求める訴訟を起こした場合において、売主が同時履行の抗弁を主張して認められたときには、引換給付の一部認容判決となる。これに対して、売主が訴訟に欠席するなど、同時履行の抗弁を主張しなかったときには、全部勝訴判決となる。[やや難]
- 20 絵画の売買契約が履行された後で、当事者双方が真作と思っていたその絵画が贋作であると判明した場合、錯誤を理由とする売主の絵画返還請求権は、売主から移転していなかったことになるその絵画の所有権に基づくものであるから、買主の代金返還債権とは同時履行の関係に立たない。
- 21 YがXに原油100パーレルを売却する契約が締結されたが、この契約では、代金支払時期は、Yからの原油引渡しの1か月後とされていた。契約直後に、Xが取引先倒産のあおりを受けて流動資金不足（倒産の一步手前の状態）に陥っても、Yは、Xの原油の引渡請求を拒絶することはできない。
- 22 Aは、10月1日にXとの間で、ある記念日である10月10日に「10月10日のA」という肖像画を20万円で購入する契約をしたが、病気で当日Xのアトリエに行けず、翌日急死した。XはAの相続人Yに対して代金20万円を請求できない。これは、危険負担における債権者主義の適用の結果である。
- 23 特定物売買で、目的物が売主の責めに帰すことのできない事由により滅失した場合でも、民法の条文によれば、買主は代金を支払わなければならない。これに対して、目的物の滅失が、売主の責めに帰すべき事由による場合には、買主の代金支払義務は当然に消滅する。[基本]
- 24 学説では、民法534条は、不合理な結果を生じる強行規定であると認識されており、二重売買や他人物売買の場合には適用しないという制限解釈を行う見解のみならず、買主が所有権を取得する時点あるいは所有権に関係なく引渡し等によって買主が管理可能性を取得する時点以降にしか適用しないとの解釈が有力である。
- 25 民法536条2項は、受領遅滞の効果として危険が債権者に移転することを定めた規定である。
- 26 第三者のためにする契約は、受益者が受益の意思表示をしたときに成立する。受益者が受益の意思表示をしたら、受益者は、受益の意思表示により諾約者に対する直接の請求権を取得する。
- 27 供託や未成年者のために親が結ぶ在学契約は、第三者のためにする契約の一種である。
- 28 第三者のためにする契約で、受益者が履行を請求したのに諾約者が履行をしないときは、要約者も受益者も契約を解除することができる。
- 29 第三者のためにする契約で、受益者と要約者との関係を、補償関係と言う。受益者からの請求に対し、諾約者は、要約者に対して主張できた抗弁を対抗できる。
- 30 物品運送契約が民法上の第三者のためにする契約であるかどうかについては、商法上争いがあるが、仮にこれを肯定するとしても、商法に規定がある場合は、それが民法の規定に優先する。売主が売買契約の履行のために、運送人に運送人に買主の住所地までの目的物の送付を依頼し、買主を受取人と指定した場合、売買契約が無効であっても、買主は運送人に対して目的物の引渡しを請求でき、運送人は受取人に引き渡せば免責される。